平成２２年（フ）第３００号
函館市日吉町２丁目20番36号
債務者　桑原　正子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３２０号
函館市住吉町14番21号
債務者　山田　眞一
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３２１号
北海道北斗市茂辺地市ノ渡79番地の７
債務者　佐々木春彦
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３２３号
北海道北斗市七重浜３丁目18番11号
債務者　古畑　信之
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３２４号
函館市栄町15番12号
債務者　田中　敏子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第６２号
岩手県大船渡市赤崎町字永浜27番地
債務者　小松　信夫
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第５４号
石川県七尾市矢田町レ部59番地１　フォーブル橋本201号
債務者　森多　繁生
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後３時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第５１３９号
大阪府門真市大池町19番５号
債務者　石田　　剛
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１４０号
大阪府門真市大池町19番５号
債務者　石田　信子（旧姓川越）
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２８７号
横浜市南区井土ケ谷下町19番地１　糸川マンション303
債務者　池田　　聡
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３８８号
横浜市保土ケ谷区峰沢町307番地　桜美林ハイツＣ―103号
債務者　高橋　公夫
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７９１号
横浜市栄区元大橋２丁目17番14号　ハピネス202号室
債務者　眞田　有樹
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８５９号
神奈川県大和市福田１丁目17番地４
債務者　佐藤　晴仁
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８７３号
横浜市磯子区栗木３丁目18番１号
債務者　今井　　忠
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９８４号
横浜市瀬谷区北新23番地の４　101号
債務者　青木仁十美（旧姓中垣）
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８９７号
横浜市鶴見区矢向３丁目19番21号　メゾン鶴見２―Ｃ
債務者　竹添由里子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部